

## 要望に対する回答

### 1 市長公室関係

- ①大阪府・大阪市がすすめるIR(カジノ)誘致などの大規模事業を推進する「副首都推進本部」への参画をやめてください。また、カジノは賭博であり住民福祉の増進と相いれないため、隣接自治体として反対の意見表明を行ってください。

(回 答) 市長公室 政策企画部 広域連携担当

本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていく目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。

カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年に「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、令和2年に国において基本方針が示されました。大阪府・大阪市においては、令和3年3月に「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針」が公表され、9月に設置運営事業予定者の選定が行われましたが、本市はIR誘致には関わっていません。

### 2 危機管理室関係

- ①近年続発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災計画・危機管理等にかかる予算と人員体制を抜本的に拡充してください。

(回 答) 危機管理室 危機管理課

本市では、頻発化する大雨や社会構造に起因する被害の激甚化などの課題を踏まえながら、自助・共助・公助それぞれが補完し合うバランスのとれた防災対策を推進することにより、迅速かつ的確な初動対応、被害からの早期回復を図る危機管理体制の充実に取り組んでいます。随時、人員体制の見直しを行うとともに、必要となる施策には適切な予算を配分しています。

- ②様々な感染症と大規模災害の複合的な災害に備えて、防災備蓄の拡充や地域防災計画の改訂などをさらにすすめてください。

(回 答) 危機管理室 防災課

本市では、過去の災害の教訓や国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改訂などに併せて、必要に応じ、地域防災計画の修正や防災備蓄の拡充を実施しています。

今年度は、災害対策基本法改正や新型コロナウイルス感染症対策、頻発化・激甚化する風水害の発生等を踏まえて地域防災計画の修正を行っています。また、近年の洪水氾濫や内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害リスクなどを踏まえて国土強靭化地域計画の修正を行っています。

さらに、感染症と大規模災害の複合的な災害に備え、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、パーテーションや段ボールベッド、マスクやアルコール

消毒液の他、非接触型体温計、ペーパータオルや使い捨て手袋などの衛生用物品の備蓄を行っております。

**③大阪府が公表する「洪水浸水想定区域」等を踏まえた洪水ハザードマップを更新し市民に周知してください。**

(回 答) 危機管理室 防災課

大阪府が公表した洪水浸水想定区域を踏まえ、令和2年度に西除川・東除川、令和3年6月に石津川の洪水ハザードマップを更新しました。

この更新に伴い、洪水ハザードマップや津波ハザードマップ、震度分布図、内水ハザードマップと、災害発生時にとるべき行動や避難場所などの情報を集約した「堺市区別防災マップ」の全面改訂を進めています。

改訂に際しては、市民の皆様に分かりやすく、内容が伝わるものとなるよう掲載する内容やデザインの改善を行っています。また、新たに「高齢の方向け」や「子育てをされている方向け」等対象者に合わせた内容の冊子を作成します。

周知にあたっては、市政情報センターや各区役所市政情報コーナー等への配架だけではなく、鉄道駅やスーパー、コンビニ、郵便局、防災協定を締結している大阪地区トヨタ各社など、より市民の皆様に身近な場所で配布し、「堺市区別防災マップ」に触れる機会を増やすことで、多くの方に防災を知りいただけるように周知を図ります。

**④災害発生時の緊急放送は、防災行政無線屋外スピーカー増設の他、様々な方法による情報伝達をしてください。さらに、災害復旧状況等の広報活動について、広報車、放送等の回数を増やす、HPでわかりやすく伝えるなど不安を和らげるための対応を行ってください。**

(回 答) 危機管理室 危機管理課

防災行政無線屋外スピーカーについては、機能強化を進めています。また、災害時に立ち退き避難が必要となる地域を中心に整備を行っており、国や大阪府から新たな浸水想定が公表された場合には、必要に応じ調査を実施したうえで、増設を検討します。

なお、本市では屋外スピーカーだけではなく、テレビやラジオ、登録制メール、緊急速報メール、ヤフー防災速報アプリ、ツイッター、LINE、市ホームページ、広報車などの多様な手段を活用し、避難指示等の避難情報や避難所開設情報などを伝達しています。

災害復旧状況等の情報についても、上記同様に多様な媒体で市民の方に分かりやすく情報提供を行っていきます。

さらに、災害発生時には、各区役所などに相談窓口を開設します。避難生活が長期化するような場合には、指定避難所を地域の情報拠点として広聴活動を実施することとしており、迅速に地域の状況や住民要望等を把握し対応できる体制を確保しています。

**⑤住宅再建など被災者支援については市独自の制度を設けるとともに、市民に周知してください。また、制度の拡充を国や大阪府に強く要望してください。**

(回 答) 危機管理室 危機管理課

本市では、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援制度に加え、堺市災害応急救助要綱に基づき、災害救助法が適用されない風水害・火災等の災害により被災した方の住家被害に対する見舞金や死亡または負傷に対する弔慰金・見舞金等を支給する被災者支援制度があり、市ホームページで周知を行っています。

しかし、「公助」による支援金の給付のみでは、被災者の生活再建に係る費用のすべてを補うことは困難であるため、「自助」による備えとして自然災害による住家や家財の被害の補償を受けられる保険や共済に加入しておく重要性についても啓発していきます。

行政による生活再建支援を行う場合、広域で均衡のとれた支援を実施する必要があり、本市は、指定都市市長会及び大阪府市長会を通じ、国や府に対して支援対象の拡充を求めてきたところです。

近年の災害を踏まえ、令和2年12月に被災者生活再建支援法が一部改正され、「半壊世帯のうち大規模半壊には至らないが相当程度の補修を要する世帯」が支援対象に追加されました。

**⑥避難所の環境改善(感染症対策の徹底、体育館へのエアコン・換気設備設置、障害者・妊婦・乳幼児・高齢者等と家族への対応等)をさらにすすめてください。**

(回 答) 危機管理室 防災課

本市では、これまでの台風等の風水害時の避難所運営では、体育館だけでなく、空調設備のある教室等を避難スペースとして使用するなど、避難者の体調に配慮し、施設管理者と調整を図りながら臨機に対応しています。また、災害時にはレンタル事業者等との防災協定を活用し、スポットクーラーなどの空調機器を手配します。

なお、各地の災害時では、被災地からの要請を待たずに必要な物資を緊急的に届ける国の支援により、被災地の避難所にスポットクーラー等の冷房機器が配置されています。

また、身体状態や介護などの状況により指定避難所での生活が特に困難な方に対しても、必要に応じて二次的に避難できるよう福祉避難所の指定を行い、開設基準や開設の流れ、人員配置、受入スペースの確保、避難者への食事等の提供・管理、費用負担など、福祉避難所を運営する上での考え方を具体的にまとめた「堺市福祉避難所運営マニュアル」を策定しています。

避難所での要配慮者の対応については、区災害対策本部を中心として健康福祉対策部等と連携して実施しますが、状況に応じて避難所運営委員会のメンバー等の協力も得ながら対応することが想定されることから、関係者が参加する堺市福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアルの検証を行い、要配慮者が安心して避難できる体制を整えていきます

令和3年度は、避難所における感染症対策のためにワンタッチパーテーションを各指定避難所に配備したほか、職員向けの研修会を実施する予定です。今後も避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を実施していきます。

### 3 市政集中改革関係

①「財政危機脱却プラン(案)」に関して、市民生活を支えている施策の廃止や縮小、負担増などについては、市民の要望に耳を傾けて方針を見直してください。  
**(重点要望)**

(回 答) 市政集中改革室 行革推進担当

本市の財政は、毎年度40～50億円程度の恒常的な収支不足が発生し、このまま収支改善が図られなければ、いずれ基金が底をつく見込みであり、現行の行政サービスの維持さえ困難な事態に陥る恐れがあります。

このような事態を防ぐため、市政全般にわたる抜本的な改革を行う必要があることから、すべての事業について、社会情勢に照らし必要性や公益性が低下していないか、目的達成に最善の手法であるか、持続可能性を確保できるか、経費に見合う効果をあげているかなどの観点から検証のうえゼロベースで見直し、見直しが市民生活に及ぼす影響が大きい場合は、代替事業や激変緩和措置を検討することとしています。

見直しを通じて収支均衡を図り、基金への依存から脱却した「真に健全な財政」を実現することにより、住民サービスの維持・拡充や地域経済の活性化のための投資などを検討できるようにしていきますので、ご理解願います。

### 4 ICTイノベーション推進関係

①マイナンバーカードの取得について、市民への強制とならないようにしてください。

(回 答) ICTイノベーション推進室 ICT政策担当

マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、申請そのものは義務ではありません。そのため、申請意思のない方に対し、マイナンバーカードの取得を強制することはございません。

現在、国は健康保険証としての利用など、マイナンバーカードを活用した取組を進めており、本市においても、約半数の市民の方がマイナンバーカードの申請をしておられます。

マイナンバーカードは各種手続きにおけるマイナンバーの確認及び本人確認の手段として用いることができるほか、コンビニ交付サービス（各種証明書のコンビニでの発行）にも利用できるなど、国民の利便性の向上に資するものです。

そのため、本市としましても、できるだけ多くの市民の皆様に保有していただきたいと考えており、申請支援を行っているところですので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

## 5 泉北ニューデザイン推進関係

- ①近畿大学医学部付属病院の泉ヶ丘駅前への移転にあたり、周辺住民の理解と納得を得られるよう、住環境への配慮を十分に行ってください。

(回 答) 泉北ニューデザイン推進室 企画推進担当

本市では、近畿大学医学部等の開設を見据えて、円滑な自動車交通に向けた交差点改良を行っているほか、歩行者通行環境の整備や利便性向上に向けた田園公園及び三原公園の再整備などを行っています。

当該地域では、近畿大学・大阪府・堺市による工事が輻輳することから、地域住民の安全を確保するため、工事車両の台数や通行ルートなどに関して本市を中心となって近畿大学や大阪府と調整を行い進めております。また、地域住民への説明についても、近畿大学、大阪府、本市の3者が協力して実施いたします。

なお、田園公園及び三原公園をはじめとする公園の再整備については、令和2年4月、「三原台校区における公園・緑地等の整備プラン」を校区にお住まい住民にご意見を聞き、事業を進めています。

近畿大学においても、「近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事」に関連する堺市開発行為等の手続きに関する条例に基づく説明会を令和2年9月25日から27日までの3日間に合計11回開催し、住民の皆様からいただいたご意見については、当該説明会後に質問回答集を作成し、三原台全域をはじめとする対象地域約5,700戸に全戸配布しました。また、同工事の附属自動車車庫に関する建築基準法第48条第15項の規定による公聴会を同年11月1日に開催し同様に住民の皆様のご意見をいただきながら説明を重ねてきました。令和2年12月から準備工事に着手し、周辺住民の皆さんへ工事の進捗情報の掲示や工事に対するご意見、要望事項に応えるなど、住環境への配慮を行いながら進めています。

本市といたしましては、今後とも引き続き、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンの実現に寄与する近畿大学医学部等の開設に向けた取組を地域住民の意見を十分に聞きながら進めてまいります。

## 6 総務局関係

- ①公共性や継続性を損ない、市民の安心・安全を脅かしかねないような過度の職員削減やアウトソーシングの推進などは行わず、公的責任を果たす施策を推進できる組織・人員体制を構築してください。

とりわけ、コロナ禍で重要性があらためて明らかとなった医療・公衆衛生の体制強化を図ってください。

(回 答) 総務局 行政部 行政管理課、人事部 人事課

市政集中改革室 行革推進担当

本市では、人口減少・高齢化の進展などによる社会経済情勢の変化に対応しながら、限られた要員や財源の中でも、持続的に行政サービスを提供していくため、事務事業の見直しやICTの活用等による業務の効率化、働き方改革などを進め、より効果的で効率的な行政運営を推進しています。

このような中、アウトソーシングの推進については、公の責任を果たしつつ、民間ノウハウの活用により効果的かつ効率的に事業を実施できるものへ導入を図り、より質の高いサービスを提供していくこととしています。

また、職員の配置に際しては、例えば、子ども相談所における社会福祉職及び心理職の配置の増員、生活保護ケースワーカーの正規職員の増員等、必要な分野には積極的に職員を採用し配置を行っていくこととしています。

それと合わせ、引き続き、事務事業の不断の見直しや業務の効率化等を進めることで、そこから生みだされた要員や財源を、コロナ対応を行う保健所等の必要な事業に割り当て、行政需要の変化に柔軟に対応していきます。

その他、現在、国において検討されている定年延長制度等、本市の人員体制に影響を与える動向についても検討を進め、市民サービスが安定して提供できる効率的な組織・人員体制の構築に取り組んでいます。

## ②「子育て・教育・健康・医療・福祉」などの分野についての府からの権限・財源

移譲については、移譲に伴う事業執行可能な職員体制の整備を行ってください。

(回 答) 総務局 人事部 人事課

本市では、職員の配置に際しては、これまでも事務事業を不斷に見直し、そこから生みだされた要員や財源を、必要な新規・拡充事業に割り当て、行政需要の変化に柔軟に対応できるよう取り組んでいるところです。

また、府からの権限・財源移譲等の動向についても注視しており、それに対応できる体制づくりに取り組んでまいります。

## 7 財政局関係

①財政収支を改善するため、不要不急な事業をさらに精査してください。その際、市民生活を支えている施策の廃止や縮小ではなく、「将来の税源涵養」の名のもとですすめられているベイエリア開発関連事業などを見直してください。(重点要望)

(回 答) 財政局 財政部 財政課

建築都市局 都市再生部 堀駅エリア整備担当、ベイエリア推進担当

本市の財政は、将来にわたり恒常的な収支不足が見込まれることから、支出の見直しと歳入の増加を両輪とする抜本的な見直しを推進し、新たな歳入の確保についても、取り組んでいます。

ご指摘のベイエリア開発関連の大浜北町市有地活用事業は、民間施設と公共施設を一体的に整備する事業で、この開発が進めば周辺への波及効果もあると考えています。また、親水性護岸も一体的なエリアとして整備しており、人の流れが変わることで経済効果が生まれると考えています。

ベイエリアの活性化については、親水護岸の整備された堺旧港など、海辺の魅力を活かした居心地の良い空間を、民間活力を活用しながら形成することで、更なる民間投資を呼び込み、地域経済が活性化されれば、都市魅力が向上し、都市プラン

ドが形成され、またその波及効果により、堺市全体の活性化にもつながると考えています。大阪府などと連携しながら将来像を示し、民間活力の活用や大阪府などの役割分担により、市の財政負担が極力少なくなる形でベイエリアの活性化を図りたいと考えています。

**②基金をさらに精査し財政調整基金に積みかえて、不測の事態に備えるとともに、市民生活を支える事業に活用してください。**

(回 答) 財政局 財政部 財政課

財政調整基金は、不測の事態への対応や年度間の財源の不均衡を調整するため、一定水準の残高を確保することが重要と考えています。

本市の財政調整基金残高は近年、非常に低い水準であったことから、昨年度、財政調整基金への積替えを行いました。

今後も、社会経済情勢の変化や基金の対象となる事業の縮小や廃止などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

**③引き続き、国に対し地方創生臨時交付金の増額、地方交付税の必要額の確保と併せ、臨時財政対策債を廃止し地方交付税に戻すよう強く求めてください。**

(回 答) 財政局 財政部 財政課

本市では、本市独自での要望や指定都市市長会などを通じた要望を国に対して行っています。

今年度においても、地方自治体が臨時に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続して交付し、地域経済や住民生活を守るために必要とされる額を確実に措置し、各地方自治体の実情を踏まえて、柔軟で弾力的な運用が出来るように求めています。

また、地方交付税の必要額の確保や臨時財政対策債の廃止については、これまで繰り返し要望しています。

さらに、地方交付税の基となる地方財政計画において、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要を適切に反映するよう要望しています。

**④市発注の建設工事及び工事関連業務委託、物品調達及び委託業務にかかる「公契約の適正化」について、現行のルール・方策、方針に基づく制度構築も踏まえ、さらなる地域経済の持続的発展及び市民福祉の増進を図るため、「公契約条例」の制定を検討してください。**

(回 答) 財政局 契約部 契約課、調達課

公契約条例については、国の動向や他都市の状況を注視しつつ、公契約条例の制定の要否等に関する研究をしてきました。併せて、条例の主旨とされる公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保に向けて取り

組んできました。

こうした研究を踏まえ、公契約条例の制定に当たっては、次に述べる課題や問題点があると認識しています。

例えば、「本条例による賃金水準では、施工能力があるにも関わらず、経営余力が十分でないために賃金水準を高くできない中小事業者が結果的に入札から排除されるなど、入札の公平性が損なわれるおそれがあること」や、「賃金等の労働条件は労使間で自主的に決定されるものであり、市が労使間の契約内容に関与することは、両者の契約の自由を制限することになりかねないこと」、「下請業者も含めた労働者の賃金台帳等の作成及び市への提出等の義務付けにより、受注者の事務負担が増加すること」などが挙げられます。

こういった課題や問題点があることから、最低賃金を始めとする賃金・労働条件の基準などの整備については、国の施策において実施されるべきものであると考えており、本市としては、慎重に対応する必要があると認識しています。

本市としては、引き続き、国や他の地方公共団体の状況を注視しつつ、公契約における適正な労働環境及び適正な履行の確保、地域経済の持続的発展、市民福祉の増進に向けて取り組みます。

## 8 市民人権局、各区役所関係

①区の権限・財源と住民自治の強化を図り、都市内分権と住民参加をすすめてください。中学校区単位の学びと交流の場を設置するなど、地域コミュニティづくりに取り組んでください。小学校区単位の区役所支所と市民協議会をめざしてください。

(回答) 市民人権局 市民生活部 市民人権総務課、市民協働課

本市では、区役所が住民自治の拠点となり、主体的に区域のまちづくりを進めることができるよう、区役所の権限・財源の強化に取り組んできました。

今年度からは、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区政策会議を創設し、区ごとの実情及び特性に応じた会議を開催することとしています。

また、小学校区ごとに組織されている校区自治連合会との連携・協働を進めることにより、青色防犯パトロール活動や、自主防災訓練などが実施され、区民の安全安心の確保につながっています。その他にも、中学校区単位などの複数の校区で連携したイベントを開催するなど、住民同士の交流促進や地域コミュニティの活性化に取り組んでおられるところもあります。

今後も、区役所が住民自治の拠点としての機能・役割を最大限に發揮しながら、区民との協働・参画による取組を進めつつ、地域コミュニティの醸成につながるよう取り組みます。

②新たに設置された区政策会議については、できる限り幅広い市民各層で構成してください。また、会議での議論を尊重し、区政及び市政に反映させてください。

(回 答) 市民人権局 市民生活部 市民人権総務課

区民参画と区長の政策立案を支える仕組みである区政策会議については、公益的活動を行っている方や地域に在住・在学・在勤する公募委員など、区民等の多様な意見が反映されるよう、区ごとにその実情や特性に合わせて、委員の構成や人数などを定めています。

また、区政策会議を通じていただいたご意見は、必要に応じて施策に反映していきます。

- ③ 住民自治、都市内分権の推進、特色あるまちづくり、災害対応の強化など課題が増えている区役所担当課(企画総務課、自治推進課など)の人員体制を確保してください。

(回 答) 総務局 人事部 人事課

本市では、これまでにも住民自治、都市内分権の推進、特色あるまちづくりが行えるよう、区役所ごとに事業実施に必要な人員体制を確保してきました。

また、災害時に市がとる行動は、安心な市民生活に影響を大きく与える非常に重要なものであるため、今後も引き続き、区役所をはじめ災害などに対応できる体制づくりに取り組んでまいります。

- ④ ジェンダー平等の社会をめざした取組み、LGBTQ+など性的マイノリティの方々への理解を深める取組みをさらにすすめてください。

(回 答) 市民人権局 人権部 人権企画調整課、男女共同参画推進部 男女共同参画推進課

本市では、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、すべての分野において対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を実施しています。

LGBTQなど性的少数者に対する理解を深める取組としては、人権に関するイベントや区民まつりでのパネル展示、市民向けの講演会や映画上映会の開催等を行ってきました。また、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的として、平成31(2019)年4月から堺市パートナーシップ宣誓制度を創設し取り組んでいます。今後も、男女共同参画社会の実現と、性の多様性の理解促進に向けて取組を推進します。

## 9 文化観光局関係

- ①世界文化遺産である百舌鳥・古市古墳群に訪れる人々の安全のため、引き続きJR西日本株式会社にJR百舌鳥駅を常時有人化するよう申し入れてください。

(回 答) 建築都市局 交通部 公共交通担当

無人駅や時間帯無人駅については、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じておられ、また介助が必要な場合等に不便を感じておられるることは理解しております、市はこれまでにも事業者に対し駅員の常時配置を求めてきました。

今後も引き続き、駅員の常駐について、西日本旅客鉄道株式会社に要望を行います。

- ② 古墳群を PR する市民の自主的主体的な取り組みへの効果的な支援をすすめてください。また市民にも観光客にも歴史的文化的価値を知ってもらえるよう、博物館やビジターセンターの展示の充実などをさらにすすめてください。

(回 答) 文化観光局 文化部 世界遺産課、博物館 学芸課

百舌鳥・古市古墳群は、周辺の住民に守られて 1600 年もの長きにわたり継承されてきました。百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けては、大阪府、羽曳野市、藤井寺市と本市の 4 者が一体となって、また市民の皆様や民間企業、各団体の自主的な活動とも積極的に連携して取組を進め、登録が実現しました。今後も、貴重な歴史的資産である古墳群を次の世代に大切に守り伝えていくため、引き続き皆様と連携を深め、古墳の保全活用と機運醸成に取り組みます。

また、百舌鳥古墳群ビジターセンターは、古墳群の価値や魅力を市民や来訪者に分かりやすく伝え、関心を持っていただけるよう、迫力ある空撮映像や工夫を凝らした展示などを導入し、令和 3 年 3 月にオープンしました。

堺市博物館においては、堺市の歴史文化を来館者に分かりやすく紹介しています。

古墳の展示につきましては、令和元年 7 月 6 日の「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録を受け、更なる充実を図るため令和 3 年 3 月に古代展示エリアのリニューアルを行いました。

さらに、古墳に関する特別展を開催するなど、より深く古墳の歴史的価値や魅力について知っていただく取組みも実施しています。

今後も、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の魅力発信に努めていきます。

- ③ 「大阪観光局」への参画にかかる本市の財政負担(2020 年度決算及び 2021 年度予算)をご教示ください。また来年度以降については、コロナ禍によるインバウンド観光客の見通しは厳しい情勢が続いていることなどから費用対効果を再検証し、見直してください。

(回 答) 文化観光局 観光部 観光企画課

「大阪観光局」の本市参加負担金は、令和 2 年度決算・令和 3 年度予算とともに 40,000 千円です。なお、負担金の支出にあたっては、事業の効果検証を行い、その金額を決定していきます。

大阪観光局は、海外だけでなく国内でも強い PR 力をもっていることから、SNS を活用した情報発信をはじめ、大阪市内からの誘客プロモーションやマイクロツーリズムの推進など、国内を中心とした観光施策においても連携していきます。

- ④ フェニーチェ堺については、市民が自由に集えるような運営を行い、利用を促進してください。また、文化芸術の拠点として公的責任が果たせる運営主体と

**してください。**

(回 答) 文化観光局 文化部 文化課

フェニーチェ堺は本市における文化芸術の創造・交流・発信の拠点施設として、これまでお届けできなかった優れた舞台芸術や、多彩な公演を子どもからお年寄りまで幅広い世代に楽しんでいただくとともに、皆様の日頃の練習の場として、また練習の成果の発表の場としてご利用いただいております。

また、ワンコインコンサートやファミリーコンサート、ワークショップ型事業などの普及育成事業や、オーケストラやオペラ、バレエ、伝統芸能など質の高い芸術文化を提供する鑑賞事業の実施を通じて、市民の誰もが気軽に文化芸術に触れる機会を提供いたします。

## **⑤ 市立美術館を整備してください。**

(回 答) 文化観光局 文化部 文化課

本市には博物館法に規定する美術館はございませんが、世界に誇るミュシャコレクションを所有・展示する「堺 アルフォンス・ミュシャ館」がございます。このミュシャ館において、市民の皆様に誇りに思っていただけるような魅力ある企画展示や、市外からも訪れていただけるような発信をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

また、現在ミュシャコレクションを含む美術品や、百舌鳥古墳群出土資料、堺鉄砲などで、歴史ある堺の通史を余すことなく紹介できる（仮称）堺ミュージアムの検討を進めています。

## **⑥ 北区に文化ホールを整備してください。**

(回 答) 文化観光局 文化部 文化課

北区には、定員 846 人のイベントホールで文化的な催し物の開催が可能である堺市産業振興センターがございます。また周辺には、良質な音響効果を誇り定員 400 人のホールを有するサンスクエア堺がございます。

さらに、令和元年 10 月 1 日にオープンしたフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）には、2,000 席の大ホールと 312 席の小ホールを設えており、地域の皆様が楽器演奏やコーラス、ダンス等様々な文化活動を行っていただける身近な活動拠点であると同時に、多様な文化芸術を創造・発信し、また内外からの優れた舞台芸術に身近にふれることができる文化施設です。

現在、北区に新たな文化ホールを建設する予定はございませんが、今後も用途に応じ、市内公共施設のご利用をお願いします。

また、近年、文化芸術を活用した子育て・教育・福祉等の様々な分野における社会的課題の解決が求められていることから、関係団体と連携して、福祉施設、病院、地域会館、学校等などのアウトリーチ活動や動画配信などを推進しており、引き続き、文化会館に限らず、市民の方々が文化芸術に親しむことができる機会の充実にも取り組んでまいりたいと考えています。

⑦「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」を活かし、文化芸術の担い手育成と文化創造のための仕組みづくりなど推進計画達成に向けた取り組みをすすめてください。

(回 答) 文化観光局 文化部 文化課

本市では「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」に基づき「第2期堺文化芸術推進計画」(以下、第2期計画)を策定し、「文化芸術活動を行う環境の整備」「将来の文化芸術を担う子どもたちの育成」など11の項目の基本的施策を推進しております。第2期計画においては、これら11の基本的施策を前提としつつ、前期計画の結果やその後の社会情勢の変化から生じた課題へ対応するため、3つの重点的方向性を設定しました。施策の推進にあたり、それぞれの重点的方向性について評価指標を設け、各指標の達成度や効果について、文化芸術の有識者などで構成する文化芸術審議会による評価・検証を実施しております。

今後も第2期計画で掲げる「自由で心豊かな市民生活の実現」「都市魅力の創造」の目標達成に向けて取組を進めてまいります。

## 10 環境局関係

①住宅・事業所の太陽光発電施設支援制度をさらに拡充するなど、再生可能エネルギーの普及を促進する施策をすすめてください。

(回 答) 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

本市では平成21年度から戸建住宅に対する太陽光発電システム設置費の一部補助を実施しています。

平成26年10月からは太陽光発電システムを含む、省エネ・創エネ・蓄エネ機器に対して総合的な導入支援を実施するとともに、平成30年度からはZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)導入、令和2年度からは民間事業者と協力した電力販売事業の支援を行っています。

また、「さかいエコバンク」を立ち上げ、市内太陽光発電システム設置によるCO<sub>2</sub>削減量をまとめて環境価値を見える化するJ-クレジット制度にも取り組み、太陽光発電システムの導入拡大に努めています。

今後も、住宅等への支援制度を広く利用していただくため、周知に努めるとともに、再生可能エネルギーの普及をさらに進める上で効果的な支援制度の検討を進めています。

②家庭ごみの有料化は行わないでください。

(回 答) 環境局 環境事業部 環境事業管理課

家庭ごみ有料化については、令和3年3月に策定した堺市一般廃棄物処理基本計画において、市のごみ処理状況や社会経済情勢等に注視しながら今後も検討を進めています。

一般的に家庭ごみ有料化は、ごみを多く出す方の負担を大きくして、負担の公平

化を図るとともに、ごみの減量につなげようとするとしているものであり、既に多くの市町村で導入され、大きな減量効果を上げている施策です。

ただし、本市における具体的な制度設計や導入時期等については、今後検討することとしており、いただいたご意見についても、検討にあたっての参考とさせていただきます。

今後とも、ごみの減量にご協力を願いいたします。

### ③ 高齢者ごみ出し支援を拡充してください。

(回 答) 環境局 環境事業部 環境事業管理課

本市では、高齢者や障害者の方で、自ら所定の場所へごみを排出することが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へのごみ出し支援として、「ふれあいサポート収集」を実施しております。

生活ごみ・資源ごみについては、以下の条件を満たす方を対象に、週1回、家の前で収集します。

- ・65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方
- ・自らごみを排出することが困難で、ごみを排出できる同居人がおらず、家族等の協力が得られない方
- ・戸建住宅等で通常の排出場所が玄関前でないこと
- ・集合住宅でオートロックやエレベータがなく、いつでも出せる集積場がないこと。

また、粗大ごみについては、以下の条件を満たす方を対象に、家の中からごみを運び出し、収集を行います。

- ・65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方
- ・自らごみを排出することが困難で、ごみを排出できる同居人がおらず、家族等の協力が得られない方
- ・所定の場所へのごみ出しが困難な方

対象者の条件については、ふれあいサポート収集の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等をまずは把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう、検討を行います。

## 11 健康福祉局関係

### ① 感染症対策の強化に関して、医療機関への財政的支援、PCR検査実施体制の充実、保健所・衛生研究所の体制強化等について、国への要請と併せ、市独自の施策をすすめてください。(重点要望)

(回 答) 健康福祉局 健康部 卫生研究所、保健所 感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、検査・医療両体制の充実が非常に重要であると認識しています。

検査体制については、従来の衛生研究所における検査の他、民間検査機関等を活用することにより、2300/日の検体について効率的に検査できる体制を確保しています。

引き続き必要な方に迅速に検査を受けていただくためには、検査体制のさらなる充実が欠かせないと考えており、衛生研究所をはじめ、医療関係機関や民間検査機関等と連携し、体制の充実に向けて、継続的に取り組んでまいります。

医療機関への財政的支援については、大阪府を中心として感染防止や患者の受け入れ等、医療機関が取り組む体制整備に対し、包括的に国庫や府費等を財源とした支援を実施しています。また、堺市独自の支援としても、マスク等の医療物資の配布や医療従事者への宿泊補助制度、帰国者・接触者外来等医療機関への協力金等の支援を行ってまいりました。

なお、独立行政法人福祉医療機構が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設向けの優遇融資を実施しており、医師会等を通じて、周知を図っています。

保健所・衛生研究所については、常勤職員、応援職員の配置を増やすとともに、人材派遣や業務委託を活用するなど、保健所・衛生研究所の体制及び機能強化を進めています。

引き続き、必要な支援や体制の強化について検討を重ねるとともに、国の動向を注視してまいります。

**②子ども医療費助成制度の無料化に向けた検討をすすめてください。また国・府に対し抜本的な制度改正を強く要望してください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充いたしました。

一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。

また、平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行っています。これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者1人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。

なお、国に対しては国の責任において子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設を、また大阪府に対しては乳幼児医療費助成制度を入院・通院とも対象を拡充し所得制限を撤廃するとともに入院時食事療養費にかかる自己負担金の助成を復活するよう要望しています。

**③がん検診、成人歯科検診(71歳から74歳)の無償化については、この間のコロナ禍による医療機関の厳しい状況を踏まえて、無償化期間を当面延長してください。**

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療推進課

がん検診につきましては、令和2年4月1日より2年間について「受診促進強化期間」を延長し、胃、肺、大腸、子宮、乳の各種がん検診の自己負担額を無料としております。

今後は無償化の効果検証を行い、受診しやすい環境の整備に努めるとともに、受診率向上のための効果的な施策を検討してまいります。

成人歯科検診につきましては、令和元年度からは対象年齢を30、35、40、50、60、70歳に追加してオーラルフレイル予防対策として71~74歳、75歳以上の生活保護受給者に対象年齢と内容を拡充して行い、広報等で受診勧奨を行っています。

また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、市民税非課税世帯に属する方などにつきましては、無料としておりますので併せてご理解をお願いいたします。

**④無料定額診療事業について、医療機関だけでなく保険薬局への拡充を国に求めしてください。**

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

無料低額診療事業は、社会福祉法に規定される事業であり、国が責任をもって対応すべきものであると考えます。

本市といたしましては、保険調剤薬局も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項としており、国に対して要望をあげているところです。

**⑤国がすすめる公立・公的病院の再編・統廃合について、撤回するよう国に求めしてください。**

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療推進課

国が推進する地域医療構想において、公立・公的医療機関等の再編統合の議論にかかる具体的対応方針の再検証を要請された医療機関は本市にはございませんでした。

現在のところ国への要望の必要性は生じておりません。今後も、引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいります。

**⑥介護保険総合事業のもとでもサービスの質を確保するために必要な総合事業費を確保してください。国に対し、「事業費上限額設定」の撤廃と必要な費用の保障を強く求めてください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

本市の総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しています。また、総合事業で実施している基準緩和型サービスについては、サービスの質の確保に向けて従事者研修を実施するとともに、質の確保に努めています。

また、地域支援事業に位置付けられた介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講ずるよう、求めていきます。

**⑦地域包括ケアシステムの推進にあたり、公的責任を後退させる方向ではなく、必要な人に支援が届くようにしてください。**

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

市民がいつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、必要な時に必要なサービスを提供できる体制づくりを進めることができることが、市の責務であると考えています。

市としては、「共助」として介護保険制度を適切に運営するとともに、組織化、制度化された助け合いの仕組みづくりを支援しています。また、「公助」としては、公的な制度・事業を通じて、生活支援などを行っています。

今後、急激な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることが難しくなると考えられ、「自助」「互助」「共助」「公助」により、地域でさまざまな主体が相互に力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが、ますます重要になると考えており、市民の皆様に「自助」「互助」の重要性についてもご理解いただけるよう取り組んでいきます。

**⑧介護の一貫性を保持し、サービスの低下にならないよう「身体介護」と「生活援助・支援」を専門職員によることとしてください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、介護事業者課

訪問介護サービスについては、訪問介護員が直接ご利用者様に対して身体介護等のサービスを実施することとなるため、専門的知識が必要であり、そのために介護職員の人員基準に資格要件も課せられています。本市においても、介護サービス事業所に対する実地指導の際に、資格要件の確認を行っております。

また、本市における介護サービスの質の確保を図ることを目的として、訪問介護事業所の要であるサービス提供責任者で業務経験の浅い方を対象とした自己学習型研修（基礎研修）を実施しています。

なお、本市の総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、身体介護を含まないサービスについては、多様な主体による生活援助サービスを実施しており、従事者に対し、堺市独自の研修を実施することにより、質の確保に努めています。

**⑨介護保険料の引き下げ・減免制度の拡充、介護保険料の減免制度を創設していく**

**ださい。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。

また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがあります。

第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから、増額改定となりました。本市としましては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としており、引き続き、安定的な介護保険制度の運営に努めているところです。

また、本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。保険料上昇に伴う低所得者の負担を軽減するため、非課税世帯では特に困窮されている方を対象とした減免制度について、平成30年度から収入要件を1人世帯で年額120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。

介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っております。

**⑩地域包括支援センター（現在21か所）を各中学校区で1か所に拡充してください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

地域包括支援センターは、市内21か所の日常生活圏域に設置しています。

日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し定めることとされており、本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた21圏域を日常生活圏域として設定しています。

**⑪重度障害者を受け入れられる医療ケアを備えた入所施設の建設をすすめ、待機者の解消をすすめてください。重度障害者のグループホームの運営のための補助額と補助件数を増やしてください。**

(回 答) 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課、障害支援課

国では、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、

本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。

量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に市独自で加算補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。

また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう、事業所が生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費に補助を行っています。

令和3年度からは、グループホームにおいて、日常的に医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加し、さらなる機能強化を行っています。

今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。

**⑫国保料について、大阪府により保険料率の統一などが定められましたが、当面は、基金からの最大限の繰り入れで大きな負担増とならないよう対応してください。また、大阪府として財政措置も含めた責任を果すよう強く求めるとともに、政府に対しても国民の健康保険制度の抜本的な改善を求めてください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。

また、平成30年度からの国保制度改革によって、安定的な財政運営や効率的な事業運営のため財政運営が都道府県単位化されましたが、国民健康保険制度の構造的な問題を解決するような抜本的な改革が行われるまでの間、国民健康保険財政は引き続き厳しい運営を迫られるであろうことが予想されます。従いまして、医療保険制度を一本化する等の制度の抜本的改革の実現と合わせて、国庫等の公費負担のさらなる引上げ等により、財政基盤のより一層の強化を図られるよう、国に要望しているところです。

加えて、大阪府に対しても、国民健康保険制度や当該事業の財政措置について、制度の抜本的改革の早期の実現や国庫等の公費負担の引き上げ等を国に強く働きかけるとともに、府においても財政措置を講じることを要望しています。

**⑬国民健康保険の保険証について、事実上の取り上げとなる短期保険証、資格証明書の交付をやめてください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

**⑭特別養護老人ホームなど高齢者向け施設の整備をすすめてください。また、配食サービス事業を充実してください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、介護事業者課

本市では、特別養護老人ホームなどの高齢者施設等については、社会情勢、待機者の状況等を勘案しながら、3年ごとに計画を策定し、整備を進めています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、社会とのつながりの中で安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めるために、引き続き入所希望者や施設運営の状況を鑑みて施設整備を行っていきます。

また、配食サービスについては、既に宅配専門店や弁当店等の民間事業者が様々な形態でサービスを実施していることから、現時点では、高齢者向けの配食サービスの実施は検討しておりません。

**⑮老人医療費助成制度について、国・府に拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を検討してください。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

福祉医療費助成制度につきましては、大阪府において、持続可能な制度構築の観点から、対象者・給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るため平成30年4月に再構築が実施された結果、令和3年3月31日を以って、堺市老人医療費助成制度は終了いたしました。

堺市老人医療費助成制度は、大阪府からの補助金を財源に実施してきた制度であるため、本市の限りある財源の中にあっては、市独自ではご要望の制度化は困難な状況にありますのでご理解をお願いいたします。

**⑯生活保護基準の引き下げや制度改悪を行わないよう国に働きかけてください。**

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

生活保護制度が市民の信頼を得て最後のセーフティネットとして効果的に機能していくように、今後ともその在り方については、慎重に検討するよう国に伝えてまいります。

**⑰市として生活保護が必要な人の申請権を保障するとともに、コロナ禍で生活困窮に陥った市民等に制度の周知を徹底してください。また、ケースワーカーの体制を抜本的に拡充してください。**

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、「広報さかい」や市ホームページ

ページ等を活用して、市民に対し周知を行っております。また、相談を受けた窓口では、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。

ケースワーカーの体制については、適正な生活保護の実施を行うため、ケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、ケースワーカーの増員に今後も引き続き努めてまいります。

## 12 子ども青少年局関係

**①保育水準・サービスを維持・向上させるために必要な財政措置と面積基準・保育士配置基準等の改善、保育士の確保に必要な予算の増額を国に強く求めてください。また、市独自でも専門性に見合った大幅な待遇改善が図られるように補助金を増額してください。**

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課

国の公定価格では、3歳児に係る保育士等の配置基準を改善できる加算や、待遇改善に係るものとして、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や技能・経験に応じた追加的な加算があり、市も応分の負担を行っています。また、従来から市の単独補助によって国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しています。

さらに、本市では、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育補助者の雇上げに対する補助などの就業環境改善によって、業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の待遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。

なお、国に対しては、保育水準・サービスの維持向上に向けて、職員の配置基準の改善や保育士・保育教諭の確保、必要な財政措置を国の責務において行うよう、要望しています。

**② 0歳から2歳児の第2子の保育料無償化「延期」を見直してください。また、国の無償化施策のもとでの給食費自己負担を軽減する市独自の措置を行ってください。(重点要望)**

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課

令和3年度から実施を予定していた第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化は、本市の極めて厳しい財政状況の中で、やむなく延期といたしました。ただし、令和3年度における暫定的な対応として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで、保育料無償化を実施しています。

なお、現在、本市では、財政危機宣言が発出されており、同事業については、現時点においては、延期を見直すことは困難な状況です。

給食費については、幼児教育・保育の無償化にあたり、国は副食費（食材料費）

に関しては、在宅で子育てする場合でも生じる費用であることや、義務教育の学校給食等でも自己負担となっていることなどから、保護者が直接負担することを基本としています。そのうえで、年収 360 万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしており、こうした国の考え方なども踏まえ、給食費の補助は行わないこととしています。

**③ 保育料の国基準を引き下げるなど予算増額を国に強く求めてください。**

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課

本市の保育料は、国が定める基準額の概ね 70%となるよう定めており（残りの概ね 30%は本市が負担）、各世帯の収入に応じたものとなるよう、市民税所得割額等により決定しています。国に対しては、子育て家庭への経済的負担軽減を図るうえから、保育料にかかる国基準の引き下げなどを働きかけています。

**④ 保育所待機児童の解消に向けた受け入れ枠拡大については、各区で必要な認可保育所の増設を基本にすすめてください。**

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 待機児童対策室

待機児童の解消に向けては、既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。

その結果、令和 3 年 4 月 1 日に、本市初の待機児童数 0 人を達成しました。今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受け入れ枠の確保に努めます。

**⑤ 増え続ける児童虐待等に即応できるよう子ども相談所をはじめ、関係機関及び施設の専門職員等の人員体制を抜本的に拡充してください。**

(回 答) 子ども青少年局 子ども相談所 育成相談課

子ども相談所の児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、各区子育て支援課においても児童虐待対応強化に向けた人員体制の拡充に努めます。

**⑥ 児童自立支援施設について、引き続き最善の方策を検討するとともに、関係者の意見を充分に尊重してください。**

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

児童自立支援施設について、令和 3 年 1 月に締結した大阪府立施設への事務委託継続に係る合意書に基づき、令和 6 年 4 月の新寮舎開所に向け、大阪府立施設の整備を進めています。

今後も引き続き、これまでにいただいたご意見を踏まえ、子ども相談所の体制強化や教育委員会をはじめ関係部局との連携を密に行うことにより、対象となる子どもたちへの支援充実に努めます。

**⑦コロナ禍の影響により困窮する大学生等への支援策(学生支援緊急給付金等)拡充を国・府に要請するとともに、在堺の大学とも連携して市独自の支援を行ってください。**

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、生活援護管理課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

コロナ禍の影響により困窮する大学生等へ支援については、国において、昨年度、「学生支援緊急給付金制度」が設けられ、今年度は困窮学生に対して10万円の給付が閣議決定されています。

市においては、個々の学生の状況によって、生活面、学業面、精神面等に様々な課題が生じていることから、一律的な支援ではなく、学生の状況に応じた個別支援がより効果的であると考え、市内に所在する大学の学生支援担当等と連携した相談対応等を行うなど、学生個々の課題に応じた適切な支援に繋げられるよう取り組んでいます。

さらに、令和3年12月からは、新型コロナウイルスの影響による経済面など様々な困りごとを抱え、適切な相談先がわからない方への対応をきめ細やかに行うこと目的とした相談窓口として、「新型コロナ・生活相談コンシェルジュ」を開設しています。

### 13 産業振興局関係

**①政府に対し、大阪府・市、関西広域連合、政令指定都市市長会などとも連携し、持続化給付金、家賃支援給付金や雇用調整助成金特例措置、休業支援金・給付金などの継続実施を要請してください。また、市独自で小規模事業者への継続的な支援策を行ってください。(重点要望)**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 産業政策課

本市では、多くの市内事業所が資金繰りに苦慮している状況を踏まえ、迅速な資金調達を支援する独自の保証料負担制度の創設、大阪府との共同による休業要請支援金など、国・府とともに様々な支援策を実施してきました。

今年度は、中小企業へのデジタル化促進補助による経営基盤の強化、飲食店の感染症対策支援による新しい生活様式への対応促進、市内企業のオープンデータを集めたポータルサイトの構築による新たな販路開拓への環境整備など、将来に渡って事業継続を図ができるよう、本市独自で支援策を実施しています。

併せて、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援のさらなる拡充に加え、持続化給付金や家賃支援給付金の再実施、雇用調整助成金の特例措置をはじめとする各種支援策をより一層充実・強化するよう、指定都市市長会を通じて、国へ要請しているところです。

引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めていきます。

**② 「地域産業経営動向調査」などに加え、さらに実態を把握するため、従業員4人以下の中小業者の悉皆調査を実施してください。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 産業政策課

本市では、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。

今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、産業振興施策の構築及び推進に努めてまいります。

**③ 小規模企業振興基本法に基づき、堺市域の条件に応じた支援策をすすめてください。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

本市では、訪問を通じた経営相談を行う堺市産業振興センター、スタートアップ支援を行うさかい新事業創造センター、企業経営に関する専門相談窓口を設置する堺商工会議所等の支援機関と連携を図りながら、各種支援を実施しているところです。また、資金調達に関しては、大阪府制度融資「小規模企業サポート資金」の貸付利率をさらに優遇し、より利用しやすくした堺市中小企業振興資金融資（無担保）を実施しています。その他、経営状況が悪化した際に円滑に資金調達ができるよう、堺市独自のセーフティネット融資（堺市経営安定特別資金融資）も実施しています。

平成26年6月に公布された「小規模基本法」並びに「小規模支援法」の趣旨を踏まえ、関係機関とも一層の連携を深めつつ、小規模企業の持続的発展に向けて、円滑かつ着実な事業運営を適切に支援してまいります。

**④ 「産業振興アクションプラン」など継続的な計画の根拠となり、市内中小企業の育成を目的とした「中小企業振興基本条例」を制定してください。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 産業政策課

市内中小企業の振興については、「堺市基本計画」や「堺市産業振興アクションプラン」などにより、大きな方向性や具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。

今後とも、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続き、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。

**⑤企業立地については、中小企業を含む地域産業の持続的な発展・地域経済の活性化の観点ですすめ、税収と雇用拡大につなげてください。また一部大企業への不均一課税等を見直してください。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 イノベーション投資促進室

本市では、平成 17 年度から市税優遇制度による市内への企業投資の誘導に取り組んでおり、これまでに中小企業の投資計画 75 件を含む 132 件の投資計画を認定するなど、中小企業をはじめとした企業の市内への投資を促進してきました。

令和 2 年度からは「堺市イノベーション投資促進条例」を施行し、成長産業分野や研究開発機能など企業の競争力強化につながる投資に重点を置いた企業投資の誘導や、都市拠点（都心・中百舌鳥・泉ヶ丘）における各地域の特性に応じたオフィス等の立地誘導に取り組んでいます。

今後とも、中小企業をはじめとする企業の投資をさらに促進し、地域産業の持続的発展、ひいては税源涵養と雇用創出に取り組んでまいります。

#### **⑥商店街支援策を強化するとともに、飲食店等への支援を拡充してください。(重 点要望)**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 商業流通課

本市では、魅力ある商業地の形成、賑わいの創出を図るため、商業者が自らの發意で、主体的に実施する商店街活性化事業を支援しております。

令和 3 年度においては、市民の皆さんに安心して飲食店等を利用してもらえるよう、市内飲食店等に対して、感染予防対策を目的とする物品購入に必要な経費の支援する「堺市飲食店感染症対策支援補助金」を創設し、飲食店の感染症対策支援を実施しました。

今後とも、コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、意欲ある商業者の取組みを支援し、さらなる商店街振興に努めてまいります。

#### **⑦個人商店、個人事業主への支援や市内での新規開業を促進する支援策を検討してください。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

本市では、個人商店や個人事業主に対する支援や新規開業を促進するため、創業者向けの融資制度を設けるほか、堺商工会議所において経営、財務、販路開拓等の窓口相談を行うなど、産業支援機関が連携して支援しています。

さらに本市等が出資するインキュベーション施設であるさかい新事業創造センターでは、創業間もない入居者に対し、事業立ち上げ時に生じる様々な課題解決のため、専門家による総合的な支援を実施するとともに、起業に向け幅広い知識を習得するためのセミナーや先輩起業家を招いた連続講座などを開催し、起業家の育成に努めています。

また、本市は国から「創業支援等事業計画」の認定を受けており、一定の支援を受けられた方は、登録免許税の減免など国の優遇制度を活用できます。

引き続き経済活動の担い手を創出、市内への定着を誘導し、雇用を喚起するため、産業支援機関との連携のもと、きめ細かな支援を行ってまいります。

## **14 建築都市局関係**

**①公共交通を軸にした交通ネットワーク整備など、一体性のあるまち「堺」をめざす総合交通計画づくりについて、広く市民議論をすすめてください。**

(回 答) 建築都市局 交通部 交通政策担当、東西交通担当

堺市においては、鉄軌道、バスに加え、公共交通が不便な地域のために運行している堺市乗合タクシーにより、市内人口の約 97%の方が公共交通を利用できる環境にあります。

しかしながら、人口減少や新型コロナウイルス禍を機とする移動ニーズの多様化、また、急速な ICT や AI 技術の進展などを踏まえ、公共交通のあり方を考えいく必要があります。

そのため、市内全体の公共交通ネットワークについては、その時代のニーズや社会情勢を踏まえ、路線の維持や利便性の向上をはじめとする移動しやすい環境整備に取り組んでいきます。

令和 3 年 8 月に公表した SMI プロジェクトは、移動しやすい環境整備の一環として公共交通ネットワークの形成を図るものです。

引き続き、市民の皆さまのご意見も踏まえながら、計画策定に取り組んでいきます。

**② 泉北高速鉄道の運賃等について、通学費補助を廃止しないでください。(重点要望)**

(回 答) 建築都市局 交通部 交通政策担当

泉北高速鉄道通学費負担軽減事業は、泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対して、通学費の負担軽減を行うことにより、泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導を促進することを目的として開始した制度です。

本事業については、事業目的である泉北ニュータウンにおける子育て世代の定住・誘導の効果が十分に認められなかつたことから、令和 4 年度に廃止するものです。

**③おでかけ応援制度については、対象年齢の引上げ(65 歳を 70 歳に)はしないでください。むしろ、障害者、子ども、妊婦を対象に加えるとともに、無料化を検討してください。(重点要望)**

(回 答) 建築都市局 交通部 公共交通担当

おでかけ応援制度の対象年齢の見直しについては、今議会で条例改正案が否決されました。

今後、本制度については、議会での議論を踏まえ、制度の役割をもう一度検討し、どうするかを決めていきたいと考えています。

**④新交通システムは拙速にすすめず、関係者や市民の声や要望をよく聞いてください。自動運転バスについては安全が担保される技術が確立するまで検討を中心**

**止してください。**

(回 答) 建築都市局 交通部 東西交通担当

SMI プロジェクトにつきましては、現在素案をお示しした段階であり、今後、市民の方のご要望や、既存交通事業者等の関係者との協議・調整を踏まえ、検討を進めます。

自動運転技術の活用にあたっては、安全性の担保は重要であると認識しています。

全国的には、有人監視のもと自動運転バスの定常運行を開始した事例もあり、多くの自治体などで本格導入に向けた実証実験等の取組が進められている状況です。このため、本市においても、国や企業等による安全性の検証などの動向を踏まえ、段階的に取組を進めたいと考えています。

**⑤「大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部」については、夢洲への「IR(カジノ)」誘致を推進する方向であることから、撤退してください。**

(回 答) 市長公室 政策企画部 広域連携担当

建築都市局 都市再生部 ベイエリア推進担当

大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部は、大阪府及び大阪市、堺市が連携して、大阪ベイエリアの将来像や取組の方向性等について取りまとめるため設置したものであり、ベイエリアの魅力を高めるため、より広域的な視点から議論できると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。なお、本市は IR 誘致には関わっていません。

**⑥環濠の復元整備については、歴史的まちなみ整備、建造物の保存と活用などとあわせ、市民参加ですすめてください。**

(回 答) 建築都市局 都市再生部 堀駅エリア整備担当

環濠エリアでは、まずはエリア内のにぎわい創出に向け、本市と地域活動団体等からなる堺環濠町づくり推進協議会（通称：環濠茶論）を主体に SNS を活用した情報発信などの事業を進めています。

また、歴史的まちなみ整備、建造物の保存と活用など、関係する事業と連携しながら事業を進めていきます。

**⑦耐震改修をはじめ、既存建築物の安全対策を市の技術職員による専任体制を拡充し、実施してください。**

(回 答) 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課

本市では、安全・安心なまちづくりに向けて、耐震化促進のための業務に加え、特定空家や老朽建築物への対応等をする監察業務を併せて行い、既存建築物の安全確保に関する取り組みを行っています。

**①市民の安心・安全な公園利用を保障し、より使いやすくするため、全区に公園管理事務所を設置してください。また、パークマネジメントなど公園の新たな管理運営については、都市公園の公共性を損なう恐れがあることから拙速にすすめないでください。**

(回 答) 建設局 公園緑地部 公園監理課

本市の都市公園につきましては、堺区、西区、北区は大浜公園事務所が、中区、東区、美原区は原池公園事務所が、南区は泉ヶ丘公園事務所が、大仙公園については大仙公園事務所が維持管理を行っております。4公園事務所を含め部内で連携を密に情報を共有し、市民の公園利用の安全・安心を守るよう努めてまいります。

また、公園の新たな管理運営については、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ることを目的に、本年8月に堺市パークマネジメント計画を策定しました。パークマネジメントの推進にあたっては、市民等の意向把握や有識者のご意見を伺うなど、必要に応じて調査等もおこないながら、都市公園の公的機能を向上させるよう進めてまいります。

**②自転車で安心安全・快適に市内を走行できるよう、自転車道を市内全域に整備して下さい。特に、子どもたちの通学路における自転車通学の安全確保は緊急課題として直ちに改善して下さい。**

(回 答) 建設局 サイクルシティ推進部 自転車環境整備課

現在自転車の通行環境の整備について、自転車利用者の多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を抽出し、平成27年度から令和4年度までに整備する路線「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」として打ち出し、整備を進めております。

今後、令和5年度以降も自転車通行環境の整備は予定しており、市内全域について整備対象路線を検討していきます。

## 16 上下水道局関係

**①水道料金および下水道使用料について、一般会計からの繰り入れを増やす、または、大阪府広域水道企業団との連携などで、引き下げを検討してください。**

(回 答) 上下水道局 経営企画室 経営戦略担当、広域化・公民連携・ICT推進担当

水道事業及び下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づいて独立採算制と、受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性と、財政の自主・自立を確保しています。

一般会計からの繰入は、総務省が繰出基準（以下、「基準」とします。）を定めており、本市では基準に基づき、適正に実施しております。

これらのことから、基準以外に一般会計からの繰り入れを増やすことは、独立採算制及び受益者負担の原則から、適当でないと考えております。

大阪広域水道企業団との連携については、緊急連絡管や、企業団からの受水圧を

利用した送水システムの整備を行っています。令和2年3月には、広域的な連携の強化、事業運営の円滑化及び水道の基盤の強化を目的として、大阪市と企業団と「水道の基盤の強化に向けた連携協定」を締結しました。この協定に基づき、3者による密な連携により、水道施設の最適配置、技術向上及び業務改善を進めています。

なお、水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため、令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組みにより、平成29年10月から基本使用料を引き下げたところです。

しかしながら、今後は、水道事業では、人口減少により水道料金収入が減少していく一方、施設の老朽化に伴う更新需要や耐震化対策に係る費用が増大し、下水道事業では、過去に集中的に整備した際に借りた企業債償還金の負担が今後も下水道事業会計を圧迫する状況が続く見込みです。

このように、上下水道事業とも、厳しい経営環境が想定されるため、引き続き、安定的な上下水道サービスを維持できるよう、基盤強化に向け、経営改革に取り組んでいくとともに、適正な料金体系・制度の見直しを検討していきます。

## **②堺市の水道事業については公設公営で運営し、コンセッション方式などの民営化は行わないでください。**

(回 答) 上下水道局 経営企画室 広域化・公民連携・ICT推進担当

人口減少により水道料金収入が減少していく一方、施設の老朽化に伴う更新需要や耐震化対策に係る費用が増大し、厳しい経営環境が想定される中、将来にわたり安定的に水道事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性をいかすことが重要であると考えています。

このようなことから、本市では、民間企業が高い効率性を発揮できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。

民間企業に委託した業務であっても、委託業者による業務履行について本市が責任をもって適正に管理しています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。

## **17 教育委員会関係**

### **①市立幼稚園の廃止方針は見直し、全ての市立幼稚園で3歳児からの預かり保育を実施してください。**

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 教育環境整備推進室

平成19年に策定した「堺市幼児教育基本方針」を見直し、令和2年6月に「堺市幼児教育基本方針（改定版）」を策定しました。

改定した基本方針において、前回の基本方針で「条件の整ったところから順次廃

止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とすることとしました。

これまでの園児数や、将来の 1 号認定区分（満 3 歳以上で小学校就学前の保育を必要としない子ども）の割合の減少が見込まれることから、その園児数の受入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は 4 園とすることが適切であると判断しました。また、研究実践園では 3 年保育と預かり保育を実施しています。

**② 堀っ子くらぶ、のびのびルームの運営を適正規模で行うよう施設整備や指導員の増員と処遇改善を行ってください。また、国・府の施策も活用し、改善に必要な予算を増額して下さい。**

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

放課後児童対策事業の活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。

指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに 2 人としており、そのうち 1 人を放課後児童支援員としています。なお、国では参酌基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体の判断で 1 人とすることも可としていますが、本市では 2 人としています。

また、配慮を要する児童の入室の際には、必要に応じて指導員の加配を行うこととしています。

本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就業規則により定めているものです。しかし、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。

放課後児童対策事業における、施設及び設備の整備並びに運営に係る補助も含めた予算の確保に努めます。

**③のびのびルームの事業者選定については、これまでの事業実績や放課後児童クラブ運営指針を踏まえるとともに、公募型プロポーザル方式は中止し、事業運営の安定性・継続性が担保されるよう保護者・関係者の意見を反映してください。また、指導員の雇用を守ってください。**

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき市の事業として実施しています。

また、公募型プロポーザル方式による運営事業者の選定においては、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査して決定を行っています。

本市では、利用保護者から見た運営状況を把握するため、平成 29 年度より利用者アンケートを実施しています。令和 2 年 10 月実施の全利用者を対象としたアンケートにおいては、利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて 9 割を超える結果となっており、円滑に事業運営ができているものと判断しています。今後も、運営事業を把握し、利用者のご意見もいただきながら運営事業者とともにによりよいルーム運営を行っていきます。

本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就労規則等により定められていますが、運営事業者の変更があった場合には引き継ぎを着実に行い、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮を依頼しています。

- ④ 全員喫食の中学校給食を早期に実施してください。また、就学援助の適用を検討してください。あわせて、小・中学校給食費の無償化をすすめてください。  
(回 答) 教育委員会事務局 総務部 学務課、学校管理部 学校給食課、中学校給食準備室

中学校給食については、令和 3 年 10 月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和 7 年度に開始することをめざし、取り組んでいます。

なお、中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討します。

また、学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。

- ⑤ 災害時避難所でもある小・中学校の体育館にエアコンを設置してください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

小・中学校の普通教室、支援教室、音楽室、図書室、コンピュータ室については、エアコン設置を完了しています。中学校の理科室、調理室、美術室については今年度の夏に供用開始し、小学校の理科室、家庭科室については令和 4 年度の夏に供用開始ができるよう整備を進めています。

体育館のエアコン整備については、今後の施設整備の課題の一つと考えており、国の動向、他市の状況などを注視し、災害時の避難所になることも念頭に置きながら研究を進め、良好な学校施設の環境改善に取り組みます。

- ⑥ 小・中学校トイレの洋式化を早急にすすめてください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

小中学校トイレの環境改善事業として、学校園のトイレ改修を計画的に進め、洋便器の設置率の向上に取り組んでいます。老朽化したトイレの全面改修時の洋便器の設置に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修を進めています。今後も、学校トイレの環境整備に努めます。

**⑦ 国の動向も踏まえ、教職員配置の権限を活用して、小学校 35 人学級の早期実施、さらに 20 人程度学級の実施へ向けてすすめてください。また、中学校も同様にすすめてください。**

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校教育部 学校指導課、学校管理部 学校施設課

本市では現在、小学校において 1・2 年生で 35 人以下の学級編制、「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校 3 年から 6 年において 38 人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1 クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。

少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。

また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。

さらに、教室の環境整備については、必要に応じて行います。

**⑧ 児童虐待やいじめなど、多様な学校現場の課題に対応し、教職員の長時間勤務を解消するために市独自の加配を含め、正規教職員の配置を充実させてください。**

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校教育部 生徒指導課

学校教育の一層の充実を図るため、教職員定数の増員について国に対し要望し、また、計画的な教職員採用に努めます。

また、生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拡充に努め、その配置や派遣のあり方、効果的な活用方法について検討していきます。

**⑨ 中学校教育を大きくゆがめる「チャレンジテスト」の廃止を府教育庁に要請してください。また、堺市はチャレンジテストへの参加をやめてください。**

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課

チャレンジテストについては、その実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。

**⑩ 中学校、小学校の学校司書配置を拡充してください。また、各校に正規職員による司書配置を行ってください。**

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 学校指導課

学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的

知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であると認識しています。本市では、平成29年度から、中学校での週2日勤務の学校司書配置を開始し、令和2年度からは小学校にも週1日勤務の学校司書の配置を開始しました。令和3年度からは小学校においても週2日勤務が実現し、全小中学校で週2日勤務の配置となりました。

今後、配置による効果について検証を行い、人材確保や人材育成を図るなど、学校図書館の充実に努めます。

- ⑪ 就学援助制度適用基準の引き上げ等の改善について、国への要望とあわせ、市独自の対策を検討してください。また、新小学・中学1年生への就学援助金を入学前の2月に支給してください。

(回 答) 教育委員会事務局 総務部 学務課

本市就学援助制度は、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、本市が独自で運営している中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準で実施しているところです。今後も引き続き、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。

なお、就学援助費のうち、新1年生入学用品費につきましては、本年度の国が示す単価と同額で、入学前の3月に支給を実施しました。

- ⑫ 経済的理由で大学へ行けない若者のために、奨学金の返済を支援する制度を早期に創設してください。

(回 答) 教育委員会事務局 総務部 学務課

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業について、指定都市教育委員会協議会を通じ、平成29年度から創設された給付型奨学金事業における対象者の拡大、給付の増額等一層の事業の充実を図るよう要望しているところです。

- ⑬ 市立図書館への指定管理者制度導入による民間委託は行わないでください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

公立図書館の運営には様々な手法が導入されており、本市では図書館の根幹的な役割である図書館サービスの安定性や継続性について、行政サービスとしての質を担保するという前提のもとに、アウトソーシングのあり方についても研究してまいります。

- ⑭ 市立図書館の資料費を増額してください。また、開館時間(平日10時～20時、休日10時～18時)については、分館を含め全館とも統一してください。正規司書職員の計画的・継続的採用を実施してください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備・充実に努めています。

今後も読書活動を推進するとともに、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めていきます。

開館時間については、費用対効果も含めて他市事例などを研究していきます。

司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の計画的な採用と育成、適切な職員配置が重要であると認識しております。令和3年度においては4名採用し、新規採用試験も実施いたしました。

- ⑯ 中央図書館基本指針における、施設整備や施設の管理運営手法の検討にあたっては、同館が「全館の中核」であり、「図書館サービスのトータルコーディネーター」の役割を担うことから、公共の責任を明確にしたうえで、市民の意見を十分に反映させてください。**

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

今後、基本指針に沿った施設整備等については、市民をはじめ様々な関係者のご意見をお聴きしながら、具体的な計画を定め、取り組んでいきます。

- ⑰ 市内のどこに住んでいても子どもからお年寄りまで利用できる地域図書館整備をすすめてください。**

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

中央図書館基本指針における図書館ネットワーク全体を検討する中で、区域館・分館についても、将来的な施設更新を見据え、利用者ニーズや立地条件により、適切なサービスのあり方を検討していきます。